

飯田市営西部霊園合葬式墳墓 募集要領

1 合葬式墳墓

一つの墳墓に他の方の遺骨と一緒に埋蔵します。

将来お墓を守ってくれる方がいない（承継者がいない、先祖の祭祀ができない）方等に最適な墳墓と言えます。

生前は縁のない方同士が宗教を越え、仲睦まじく永遠の安らぎを得られるようにした墳墓です。

管理者：飯田市

場所：飯田市中村 1589 番地

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建 6.38 m²（平成 22 年 4 月 1 日 開設）



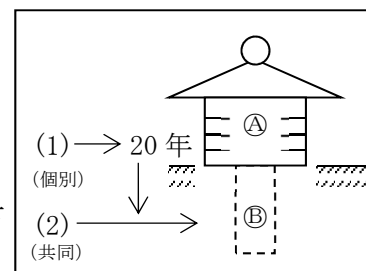
2 埋蔵方式

次の 2 種類のうちいずれかの方式をお選びいただけます。

- (1) **個別埋蔵方式**……埋蔵日から 20 年間は合葬式墳墓内の個別埋蔵場所（棚）へ骨壺を置いて埋蔵し、その後地下の共同埋蔵場所へ骨壺から焼骨を出して埋蔵

（埋蔵する骨壺の大きさ：高さ 28 cm 以下、幅 24 cm 以下、奥行 24 cm 以下）

- (2) **共同埋蔵方式**……埋蔵日^{※1}に直接、共同埋蔵場所へ焼骨を埋蔵 ※1 管理者が指定する日



3 使用料

使用料（1体につき）	市内の使用者	市外 ^{※2} の使用者
（1）個別埋蔵方式	150,000 円	190,000 円
（2）共同埋蔵方式	40,000 円	50,000 円

※2 市外とは、本籍は飯田市にあるが住民登録が飯田市にない方です。

使用者（＝申請者）は
**市内在住か、本籍が飯
田市にある方に限り
ます。**
被埋蔵者（死者）の住
所本籍は問いません。

4 管理料 かかりません。

5 申し込みできる方（使用者になれる方）

基本条件

- ① 申請者の住所又は本籍地が飯田市内にあること。
- ② 現に市営霊園内の聖地（一般墓地）使用権を有していないこと。

※ 市営霊園の使用者が合葬式墳墓の使用許可を受ける場合は聖地の返還が必要です。

- (1) 既に焼骨をお持ちの方
 - ・祖先の祭祀を主宰すべき方であること。
 - (2) 自己使用（生前申込）の方
 - ・本人以外が申請することはできません。
- ※申込時に埋蔵する方の登録が必要です。

6 申込受付について 市役所環境課で随時受付をしています。

7 被埋蔵者の登録について

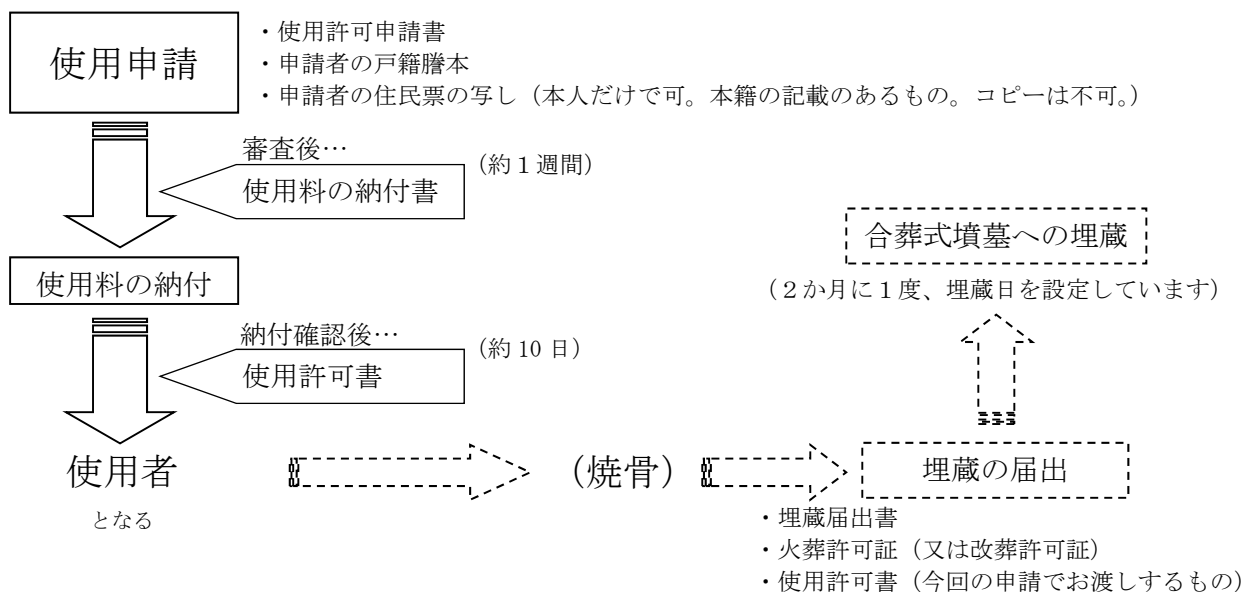
申込時に被埋蔵者(埋蔵される焼骨)を登録します。登録された被埋蔵者以外の埋蔵はできません。

8 合葬式墳墓使用について

- (1) 銘板……墓誌名として故人名等のお好きな文字等を石板に刻み、銘板掲示場に掲示できます。
 - ・石板は使用許可時にお渡しします。(無償)
 - ・石材店等で彫刻いただき、埋蔵後に環境課までお届けください。環境課で設置します。
 - ※ 彫刻費用や掲示後における石板毀損などの対応については個人負担となります。
 - ・石板へは故人名をご記入ください。(宗教の意味合いのない彫刻、詩、短歌は可)
なお、故人を偲ぶものですので「〇〇家」は不可とします。
- (2) 埋蔵……管理者が埋蔵を行います。
 - ・2か月に1度、埋蔵指定日を設けます。埋蔵指定日に焼骨をお持ちください。
- (3) 参拝……お墓(お堂)の正面に設けられた参拝場所からお願いします。
- (4) その他……共同埋蔵後の焼骨の返還はできません。

9 申込方法

- (1) 「飯田市営霊園使用許可申請書(合葬式墳墓用)」(様式第1号の2)に、申請者の戸籍謄本と住民票の写し(本籍の記載のあるもの)を添付して市役所環境課で申し込んでください。
 - ※ すでに埋蔵、あるいは納骨されている方を改葬する場合、今ある墓地・納骨堂の所在地の首長の改葬許可が必要となります。
- (2) 審査後、納付書をお送りいたしますので使用料を納付いただきます。納付を確認後に市から使用許可書が発行されます。許可書交付のため、環境課までお越しいただきます。
 - ※ 実際の埋蔵にあたっては、この他に環境課へ埋蔵届出書の提出が必要です。



問合せ先：飯田市役所 環境課 環境衛生係
TEL (0265) 22-4511 内線 5461